

【公表】

整理番号	82
契約番号	5農振財契第978号
件名	パイプハウスの購入
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
納入場所	東京都江戸川区鹿骨1-15-22 公益財団法人東京都農林水産振興財団 江戸川庁舎
概要	パイプハウス8棟 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和6年3月29日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年1月23日(火) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和5年12月27日(水)午前10時から令和6年1月10日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 江戸川分場 住所 東京都江戸川区鹿骨1-15-22 電話 03-3679-1458

仕 様 書

1 件 名

パイプハウスの購入

2 納入場所

東京都江戸川区鹿骨1丁目15番22号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 江戸川庁舎(別紙3の8～16番ハウスの撤去跡地)

3 納入期限

令和6年3月29日

4 仕様

別紙1, 2の仕様詳細のとおり。

5 支払方法

作業完了後に提出される完了届けに基づき本財団職員が検査を行い、合格と認定した後、支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 その他 上記の業務においては、次の事項に従い忠実に履行すること。

- (1) 搬入・搬出、組立て、設置、配管、配線、調整等及び設置に当たって必要な作業については、発注者と事前に協議し承諾を受けた上で実施すること。また、これらの経費、納品指導、運搬費用等は本契約額に含めること。
- (2) 業務の施行に関しては、仕様書、内訳書に基づくこと。
- (3) 搬入や作業等は事前に担当職員と協議の上で行うこと。
- (4) 作業可能時間は平日の午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (5) 作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、提出すること。
- (6) 作業前にハウス及び付帯設備の図面並びに設置方法や主要資材を示した計画書を提出し、発注者の承認を受けること。
- (7) 契約期間内に本業務の完了を厳守すること。
- (8) 作業中は、業務遂行に当たり適切な安全対策を行い、第三者災害に充分注意すること。
- (9) 作業機械等の置場については、発注者と事前に協議の上決定すること。
- (10) 受注者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。
- (11) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。
- (12) 業務の施行が仕様書等に適合しない場合において、財団から仕様書等に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。
この場合において、委託代金の増額又は契約期間の延長の請求はできないこと。
- (13) この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
- (14) 東京都グリーン購入推進方針(別紙5)に配慮すること。
- (15) 暴力団等排除に関する特約条項
暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

7 連絡先

〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨1丁目15番22号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター江戸川分場 宮澤・星

T E L 03-3679-1458

仕様詳細1		ハウス仕様	備考
1.ハウス本体	基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・間口5.4m・奥行15mの単棟4棟を別紙4の配置で設置すること。 ・棟高 約3200mm ・地中差込式パイプハウス ・桁側パイプに根がらみ等の設置をすること ・ハウスサイドのアーチパイプはできる限り垂直であること（江戸川分場パイプハウス1番ハウスと同等の形状とすること）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本施設園芸協会の「園芸用施設設計施工標準仕様書」及び「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」に基づいた構造検討及び施工を行うこと
2.被覆資材		<ul style="list-style-type: none"> ・天井、妻面、側面、八方 UVカット農POフィルム 0.15mm厚 390nm以下の紫外線をほぼ完全にカット。（ダイヤスターUVカット相当） ・側面部：裾張りフィルム展張。 ・ハウスサイドおよび妻面の換気開口部に0.8mm目合い防虫ネットを設置し、隙間なくふさぐこと（サンサンネットソフライトSL2700相当）。 ・出入口にダブルファスナータイプの防虫ネット（0.8mm目合い）を設置すること。 	
3.主要骨材		<ul style="list-style-type: none"> ・主アーチパイプ、補助アーチパイプ、母屋パイプ等は耐風・耐雪などに問題ないものを使用すること。 	
4.出入口		<ul style="list-style-type: none"> ・各妻面に計2ヶ所設置すること。 ・両開き吊り引戸 W:2400mm H:2200mm（有効開口幅W:2350mm以上であること） ・引戸レールは土が入らない凸型で、取り外し可能なものであること。 ・引戸取手には簡易なロックがかけられること。 	
5.内部遮光カーテン		<ul style="list-style-type: none"> ・遮光率50%の遮熱・遮光用カーテン(保温兼用)をハウス内部に設置し、制御盤で自動制御可能なこと。また、カーテン収束時の収束性が良いラッセル編であること。（小泉製麻、ビーナスラッセル#50相当）なお、1カーテンは1軸1層（2枚張り）とし、ハウス両サイドに収納するタイプであること。 	

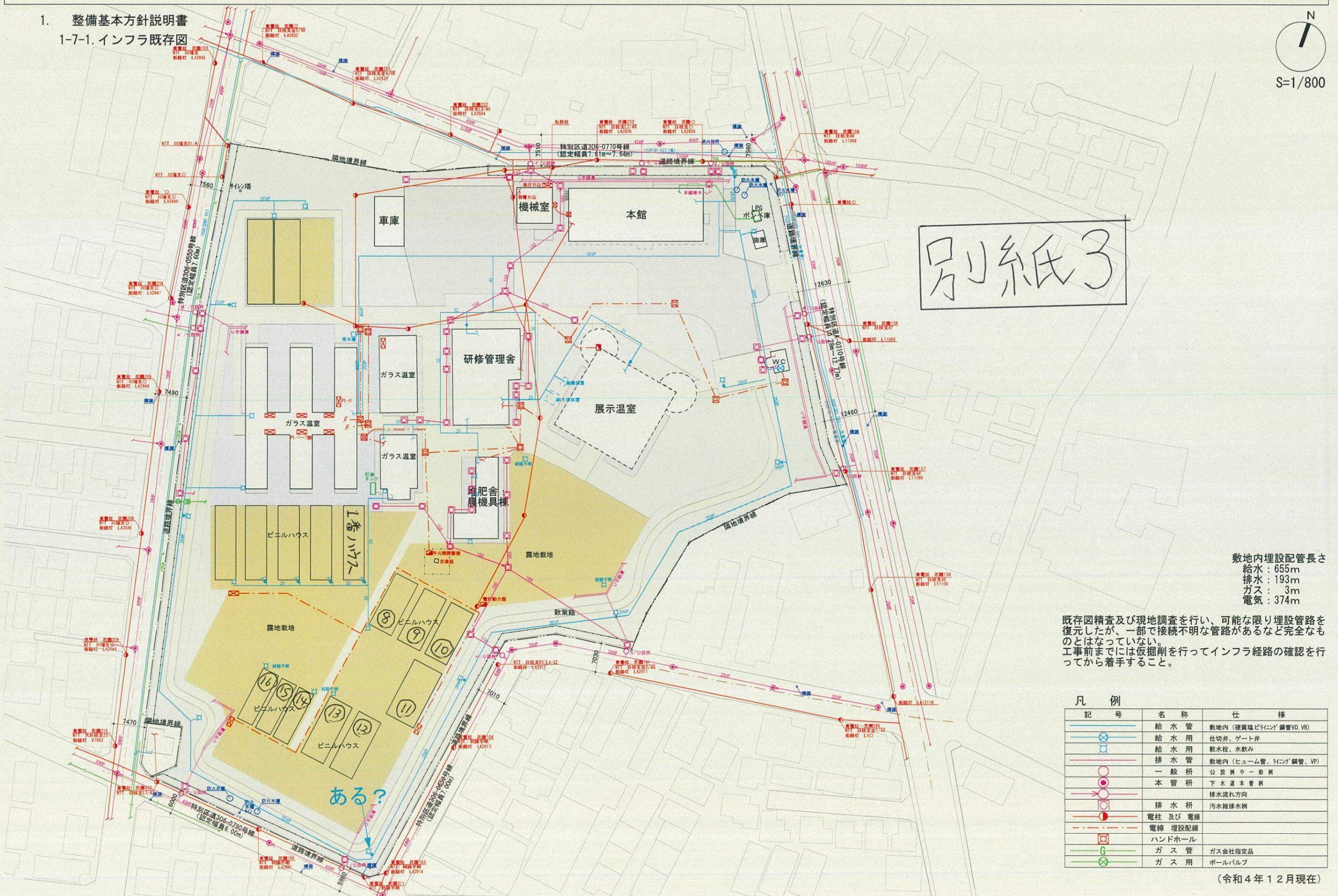
6.制御盤		<ul style="list-style-type: none"> ・各ハウスを独立で制御できること。 ・ハウスサイドを自動開閉できること。最低4段変温できること。時間制御、温度制御。 ・遮光カーテンを自動制御できること。時間制御、温度制御、日射制御（将来的に仕様できるように日射制御もできること）。 ・手動、自動が選択できること ・雨天時に開口部が自動で開閉する機能を有していること。 ・遠隔でハウス内環境が確認可能&遠隔制御ができる制御盤であること。 	
7.換気装置		<ul style="list-style-type: none"> ・側面換気は自動巻き上げ機を各棟に設置し、1段とすること。 ・各妻面に手動式換気装置を設置すること（計8台）。 	
8.その他	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3を参考に、既設の分電盤等より各棟へ引き込むこと。 ・ハウス外に地下埋設する場合、地上部を軽車両が通っても破損しない深さ(60cm以上)に埋設すること。 ・防水2口コンセント(单相100V)を各ハウスの制御盤付近に1つ設置すること。 ・各設備設置後に、接地抵抗試験、絶縁抵抗試験及び漏電遮断器動作試験を行うこと。 ・発注者立会いのもと、各設備の動作確認を行うこと。 	別紙3を参照のこと
	水道	<ul style="list-style-type: none"> ・各ハウスの両サイドに灌水チューブ（ミストエースS54同等品）を設置し、別紙3を参考にハウス外の水道配管から内部まで配管を繋げ、水圧計を設置すること。径は20mmとする。 ・配管する際は、仕切り弁を設け、将来的に配管工事しやすいよう配慮すること。 ・各ハウスのハウス外に1個ずつ13mm&20mm径の不凍タイプ立水栓を設置し、別紙3を参考に配管すること。 	別紙3を参照のこと
10.その他注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・当仕様書に明記していない事項については、別途協議を行うこと。 	

仕様詳細1		ハウス仕様	備考
1.ハウス本体	基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・間口7.2m・奥行14mの単棟4棟を別紙4の配置で設置すること ・棟高 約3900mm ・地中差込式パイプハウス ・桁側パイプに根がらみ等の設置をすること ・ハウスサイドのアーチパイプはできる限り垂直であること（江戸川分場パイプハウス1番ハウスと同等の形状とすること）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（一社）日本施設園芸協会の「園芸用施設設計施工標準仕様書」及び「地中押し込み式パイプハウス安全構造指針」に基づいた構造検討及び施工を行うこと
2.被覆資材		<ul style="list-style-type: none"> ・天井、妻面、側面、八方 UVカット農POフィルム 0.15mm厚 390nm以下の紫外線をほぼ完全にカット。（ダイヤスターUVカット相当） ・側面部：裾張りフィルム展張。 ・ハウスサイドおよび妻面の換気開口部に0.8mm目合い防虫ネットを設置し、隙間なくふさぐこと（サンサンネットソフライトSL2700相当）。 ・出入口にダブルファスナータイプの防虫ネット（0.8mm目合い）を設置すること。 	
3.主要骨材		<ul style="list-style-type: none"> ・主アーチパイプ、補助アーチパイプ、母屋パイプ等は耐風・耐雪などに問題ないものを使用すること。 	
4.出入口		<ul style="list-style-type: none"> ・各妻面に計2ヶ所設置すること。 ・両開き吊り引戸 W:2400mm H:2200mm（有効開口幅W:2350mm以上であること） ・引戸レールは土が入らない凸型で、取り外し可能なものであること。 ・引戸取手には簡易なロックがかけられること。 	
5.内部遮光カーテン		<ul style="list-style-type: none"> ・遮光率50%の遮熱・遮光用カーテン(保温兼用)をハウス内部に設置し、制御盤で自動制御可能なこと。また、カーテン収束時の収束性が良いラッセル編であること。（小泉製麻、ビーナスラッセル#50相当）なお、1カーテンは1軸1層（2枚張り）とし、ハウス両サイドに収納するタイプであること。 	

6.制御盤		<ul style="list-style-type: none"> ・各ハウスを独立で制御できること。 ・ハウスサイドを自動開閉できること。最低4段変温できること。時間制御、温度制御。 ・遮光カーテンを自動制御できること。時間制御、温度制御、日射制御（将来的に仕様できるように日射制御もできること）。 ・手動、自動が選択できること ・雨天時に開口部が自動で開閉する機能を有していること。 ・遠隔でハウス内環境が確認可能&遠隔制御ができる制御盤であること。 	
7.換気装置		<ul style="list-style-type: none"> ・側面換気は自動巻き上げ機を各棟に設置し、1段とすること。 ・各妻面に手動式換気装置を設置すること（計8台）。 	
8.その他	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3を参考に既設の分電盤等より各棟へ引き込むこと。 ・ハウス外に地下埋設する場合、地上部を軽車両が通っても破損しない深さ(60cm以上)に埋設すること。 ・防水2口コンセント(单相100V)を各ハウスの制御盤付近に1つ設置すること。 ・各設備設置後に、接地抵抗試験、絶縁抵抗試験及び漏電遮断器動作試験を行うこと。 ・発注者立会いのもと、各設備の動作確認を行うこと。 	別紙3を参照のこと
	水道	<ul style="list-style-type: none"> ・各ハウスの両サイドに灌水チューブ（ミストエースS72同等品）を設置し、資料1を参考にハウス外の水道配管から内部まで配管を繋げ、水圧計を設置すること。径は25mmとする。 ・配管する際は、仕切り弁を設け、将来的に配管工事しやすいよう配慮すること。 ・各ハウスのハウス外に1個ずつ13mm&25mm径の不凍タイプ立水栓を設置し、別紙3を参考に配管すること。 	別紙3を参照のこと
10.その他注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・当仕様書に明記していない事項については、別途協議を行うこと。 	

1. 整備基本方針説明書

1-7-1. インフラ既存図



別紙3

敷地内埋設配管長さ
 給水：655m
 排水：193m
 ガス：3m
 電気：374m

既存図精査及び現地調査を行い、可能な限り埋設管路を復元したが、一部で接続不明な管路があるなど完全なものとはなっていない。
 工事前までには仮掘削を行ってインフラ経路の確認を行ってから着手すること。

凡例

記号	名称	仕様
— (blue)	給水管	敷地内(硬質塩ビライン)鋼管VD, VB)
⊗ (blue)	給水用	仕切弁、ゲート弁
⊗ (green)	給水用	散水栓、水飲み
— (red)	排水管	敷地内(ヒューム管、5インチ鋼管、VP)
○ (red)	一般拵	公設拵や一般拵
○ (red)	本管拵	下水道本管拵
○ (red)	排水拵	排水流れ方向
● (red)	排水拵	汚水雑排水拵
● (red)	電柱及び電線	
— (red)	電線	埋設配線
— (green)	ハンドホール	
— (green)	ガス管	ガス会社指定品
⊗ (green)	ガス用	ボールバルブ

(令和4年12月現在)

別紙4



株式会社 社会計画総合研究所

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

特に、脱炭素化や HTTP の推進、サーキュラーエコノミーの推進に寄与する製品やサービスを積極的に選択することで、物品等の調達を通じ、全庁をあげて環境課題に対応していくことが重要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採取されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えていないなど、生物多様性の損失を引き起こしていないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び多量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- ⑯ 製造・使用・廃棄等の各段階で、生物多様性の損失を引き起こさないもの